



ぜひ、ご来園ください 緑と花の学習園の「みどりの日」イベント

【とき】5月4日(祝) *雨天
決行【場所】緑と花の学習園
(文花2-12-17)【催し名・対
象・定員など】左表のとおり
【問合せ】環境保全課緑化推進担当
☎5608-6208

催し名	実施時間	対象・定員・費用・申込み等
区の花「ツツジ」の無料配布	午前10時～ *1人1鉢ずつ配布し、なくなり次第終了	【対象】区内在住在勤在学の方【定員】先着50人【持ち物】持ち帰り用の袋【申込み】当日直接会場へ
「間伐材」でコースターづくり	▶午前10時～▶午後1時～	【定員】各先着25人【費用】無料【申込み】当日直接会場へ *丸太切りの体験あり
ワンポイント講習会「緑のカーテンづくり「ECOな夏」	▶午前10時～11時半▶午後1時半～2時半 *いずれも30分間隔で実施し、各10分程度	【対象】区内在住在勤在学の方【定員】各先着10人【費用】無料【持ち物】苗を持ち帰るための袋【申込み】4月11日午前9時から電話で問合せ先へ *ゴーヤの苗のプレゼントあり
園内探検ツアー「発見!珍しい植物」	▶午前10時～正午▶午後1時～3時	【定員】各先着10人【費用】無料【持ち物】花苗を持ち帰るための袋【申込み】当日直接会場へ *花苗のプレゼントあり
緑化相談	▶午前10時～正午▶午後1時～3時	【費用】無料【申込み】当日直接会場へ
寄せ植えづくり講習会「ご自分の容器を再利用して」	▶午前11時～11時半▶午後1時～1時半	【対象】区内在住在勤在学の方【定員】各先着10人【費用】各1000円程度(花苗代)【持ち物】プランター1個(丸型または角型)、手袋、寄せ植えを持ち帰るための袋【申込み】4月11日午前9時から電話で問合せ先へ



ぜひ、親子でご参加ください 社会福祉会館の乳幼児向け事業(各事業全30回)

【事業名等】左表のとおり【ところ】社会福祉会館(東墨田2-1) 会館☎3619-1051へ
7-1)【費用】無料【申込み】4月14日～18日に直接、社会福祉会館☎3619-1051へ
*受付は午前9時～午後5時

事業名	とき	対象・定員
幼児の時間「心と体のホップ・ステップ・ジャンプ」	5月14日～平成27年3月11日の水曜日午前10時半～11時半	【対象】区内在住で全日程参加できる、22年4月2日～24年4月1日生まれの子どもとその保護者【定員】30組(抽選)
すくすくクラブ「だっこで親子の絆を深めましょう」	5月15日～27年3月12日の木曜日▶すくすくクラブ=午前10時～10時40分▶すくすくクラブ=午前10時50分～11時半	【対象】区内在住で全日程参加できる、25年4月2日～26年4月1日生まれの子どもとその保護者【定員】20組(抽選)
すこやかクラブ「親子のふれあいあそび」	▶すこやかクラブ=午前10時50分～11時半	【対象】区内在住で全日程参加できる、24年4月2日～25年4月1日生まれの子どもとその保護者【定員】25組(抽選)

①いずれの事業も、8月・祝日・年末年始を除きます。日程の詳細は、お問い合わせください。



平成26年度の受講生を募集します すずかけ大学(全8回)

【とき・テーマなど】左表のとおり【ところ】すみだ女性センター(押上2-12-7-111)【定員】先着30人【費用】無料【申込み】事前に電話で、すみだ女性センター☎5608-1771へ *事前申込みによる1歳～就学前の子どもの一時保育あり(定員制)

とき	テーマなど
5月16日(金)午前10時～11時	開校式・オリエンテーション
5月23日(金)午前10時～正午	アベノミクス「女性」の起用における経済効果(公開講座)
6月6日(金)午前10時～正午	メディアにのまれるな!「メディアが広める女男のイメージ」
6月13日(金)午前10時～正午	メディアにのまれるな!「CMを企画しよう」
6月20日(金)午前10時～正午	メディアにのまれるな!「洗濯洗剤は誰のもの?」
6月27日(金)午前10時～正午	太宰 治が描く女性(公開講座)
7月2日(水)午前10時～正午	知ってますか?墨田区地域防災計画
7月9日(水)午前9時45分～正午	墨田区民の防災力は?「女性&男性の視点でさらに防災力アップ」修了式

①公開講座には、すずかけ大学受講生以外の方も参加することができます。
②とき・テーマなどは変更する場合があります。



事業者を募集しています 「新ものづくり創出拠点」整備補助金

区では、新しい製品・技術・サービス等を創出するため、区内の空き工場等を活用し、区内事業者と連携しながら、ものづくりの新しい形を生み出す「新ものづくり創出拠点」を整備する事業者等に対し、補助を行います。ぜひ、ご活用ください。
【対象となる団体】中小企業者(個人を除く)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人【対象経費】空き工場等の改修費、機械設備等の購入費【募集数】2団体程度【補助額】対象経費の全額【限度額】2000万円【申請方法】申請書を直接または郵送で5月19日午後5時(必着)

【問い合わせ】〒130-8640 産業経済課産業振興担当(区役所14階)☎5608-6188

「省エネナビ」の無料貸出し

ご家庭の電気使用量を簡単に確認できる機器「省エネナビ」を、無料で貸し出します。効果的な節電に、ぜひ、お役立てください。
【貸し出し期間】5月～7月の3か月間 *期間終了後、エコグッズを進呈【対象】区内のご家庭等 *小規模事業所などでも設置できる場合あり *設置には約1時間かかり、立会いが必要【定員】先着30世帯【申込み】4月11日午前9時から住所・氏名・電話番号を電話またはEメールで環境保全課環境管理担当☎5608-6207・✉KANKYOU@city.sumida.lg.jpへ

「子ども読書の日」関連イベント

区では、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、各図書館・コミュニティ会館において、大型絵本を使ったおはなし会や、パネルシアター、工作やクイズを交えた特別展示などを開催します。
施設ごとに内容の異なるイベントをお楽しみいただけますので、日程等は問い合わせるか、墨田区立図書館のホームページをご覧ください。
【問合せ】ひきふね図書館☎5655-2350

区内生産品等販路拡張事業

区内生産品等の販路拡張を目的に見本市や展示会等へ参加する中小企業団体に対して、区では、出展経費の一部を補助しています。
独自製品や優れた加工技術等の情報を発信する際に、ぜひ、ご活用ください。
【対象】区内に事業所を有する中小企業5社以上で構成される団体【補助率】2分の1【限度額】85万円【問合せ】産業経済課産業振興担当☎5608-6186

地価公示価格の閲覧

地価公示価格とは、毎年1月1日時点における標準地の適正な価格のことで、一般の土地の取引価格の指標にされるとともに、公共事業用地取得価格等の算定基準となっています。
この度、国土交通省が、平成26年の地価公示価格を公表しました。区内における標準地の地価公示価格は、次の場所で閲覧できます。なお、全国版の冊子は5月初旬からご覧になれます。
【閲覧場所】都市計画課(区役所9階)、各出張所・図書館【問合せ】都市計画課交通・まちづくり支援担当☎5608-6265

国民年金の「学生納付特例制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生の方には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
なお、この制度について、今月からは過去2年分まで遡って申請できるようになります。申請年度によって必要となる書類が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】国保年金課国民年金係☎5608-6130

商工業アドバイザーの派遣

区では、区内中小企業等が新商品開発や経営分析などの取組を実施する際に、デザイナーや中小企業診断士等の専門家を派遣しています。
ぜひ、ご活用ください。
【対象】▶区内中小企業 ▶中小企業5社以上で構成され、そのうち2分の1以上が区内に事業所を有している団体【費用】無料【問合せ】産業経済課産業振興担当☎5608-6186 *年度内3回まで利用可

**新たに就任しました
監査委員**

平成26年第1回墨田区議会定例会で議会の同意を得て、板橋秀幸氏が新しい監査委員に選任されました(4月1日付け)。

なお、前任の佐藤安洋氏は、任期満了に伴い退任されました。

問合せ 監査委員事務局 ☎5608-6321



板橋秀幸氏

**ご利用ください
地球温暖化防止設備導入助成制度**

区では、環境にやさしいまちの実現に向け、CO₂排出量を削減するための「地球温暖化防止設備導入助成制度」を設けています。この制度は、区内の建物に省エネ設備等を導入する場合、所有者に対して助成金を交

付するものです。なお、助成を受けるには、着工前に申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。
助成対象工事など左表のとおり
問合せ 環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207

助成対象工事	助成率	助成限度額
太陽光発電システム	1kWあたり8万円または工事費用の2分の1のいずれか少ない額	40万円 *分譲集合住宅は80万円
太陽熱利用システム	工事に要する経費の10%	10万円 *分譲集合住宅は25万円
遮熱塗装		20万円 *分譲集合住宅は50万~100万円(塗装面積により異なる)
断熱改修		40万円 *分譲集合住宅は100万~175万円(戸数により異なる)
燃料電池発電給湯器		5万円
家庭用蓄電システム		10万円
事業用小規模燃焼機器・空調機器・照明機器		各20万円
家庭用直管型LED照明器具	工事に要する経費の2分の1	5万円

- ① いずれも、10万円以上の工事が対象となります。ただし、「家庭用直管型LED照明器具」については、1万円以上の工事が対象となります。
- ② 建物を新築する場合については、「太陽光発電システム」・「太陽熱利用システム」・「燃料電池発電給湯器」・「家庭用蓄電システム」のみ対象となります。
- ③ 「CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器」・「ガス発電給湯器」については、助成対象となりません。
- ④ 見積りは、複数の業者に依頼することをお勧めしています。なお、契約を急がせる業者には、特にご注意ください。

**今月から手当額が改定されました
児童扶養手当・特別障害者手当等**

消費者物価指数の変動により、今月から、児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当等の手当額が改定されました。

手当の種別	手当月額	問合せ等	
児童扶養手当	全部支給	[改定前]4万1140円 [改定後]4万1020円	[次回の振込月]8月[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6160
	一部支給	[改定前]9710円~4万1130円 [改定後]9680円~4万1010円	
	第2子加算	[改定前]5000円 [改定後]5000円	
	第3子以降加算	[改定前]3000円 [改定後]3000円	
特別児童扶養手当	1級	[改定前]5万500円 [改定後]4万9900円	
	2級	[改定前]3万3330円 [改定後]3万3230円	
特別障害者手当		[改定前]2万6080円 [改定後]2万6000円	[次回の振込月]5月[問合せ]障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163
障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)		[改定前]1万4180円 [改定後]1万4140円	

① 児童扶養手当の対象となる方には、変更後の証書をお送りしますので、ご確認ください。

**地球にやさしい生活のため、ぜひ、ご利用ください
緑化助成制度**

助成対象等 左表のとおり
問合せ 環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208 *詳細は、工事着工前に問合せ先へ

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上緑化	建築物の屋上(最上部の平面な屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1㎡以上の緑地 *菜園やプランター等は対象外	1㎡につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額とを比べて少ないほうの額 *1万円未満は切捨て
壁面緑化	道路に沿った建築物の壁面に1㎡以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの	植え込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ないほうの額
生け垣(沿道緑化)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を列植したものの	植え込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ないほうの額▶植え込み地の奥行きが50cm未満=植え込み地の長さ1mにつき1万2000円▶植え込み地の奥行きが50cm以上=植え込み地の面積1㎡につき2万4000円
植樹帯(沿道緑化)	道路に面した沿道部分に、高さ1m未満の樹木を枝葉同士が触れ合う程度に列植したものの	次のとおり算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ないほうの額▶植え込み地の奥行きが50cm未満=植え込み地の長さ1mにつき1万2000円▶植え込み地の奥行きが50cm以上=植え込み地の面積1㎡につき2万4000円

- ① 生け垣と植樹帯の工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
- ② いずれも助成限度額は40万円です。
- ③ 建築基準法など法令に不適合の建築物および条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。

「第二回すみだ子育てメッセ」実行委員の募集に関する説明会

区内で活動する子育て支援団体・子育てを応援する方々の活動紹介や、親子で楽しめるイベント満載の「第二回すみだ子育てメッセ」を、区民の皆さんと区との協働で11月下旬に開催します。

この度、メッセの実行委員の募集に関する説明会を実施します。実行委員は、委員会(毎月1回程度)・分科会での活動を行い、いずれもお子さんと参加することができます。また、メッセへの出展を希望する方も、実行委員として活動していただきますので、説明会へお申し込みください。

【説明会の日程・場所】4月26日(土)午後2時~4時・子育て支援総合センター(京島1-35-9-103) **【申込み】**事前に子育て支援総合センター ☎5630-6351へ

高齢者借上げ住宅の募集

高齢者借上げ住宅とは、区が民間賃貸住宅を家主から借上げ、高齢者に提供する住宅のことです。区との賃貸借契約になりますので、家賃等を滞納されることはありません。

この住宅を区に提供してくださる方を募集します。

【募集住宅】昭和56年6月以降に着工または平成26年10月末までに完成見込みで、区内にある民間賃貸住宅**【募集戸数】**6戸程度**【設備の要件】**▶各住戸の専有面積が25㎡以上である▶台所・トイレ・浴室を原則として各住戸に設置してある▶2階以上の建物の場合、エレベーターが設置してある *ほかにも要件あり**【申込み】**4月30日までに直接、住宅課高齢者住宅担当(区役所9階) ☎5608-6214へ

「生涯学習ガイドブック」の無料配布

区や区教育委員会、関係機関が主催する講座やイベントなどの情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を無料で配布しています。ぜひ、ご利用ください。

【配布場所】生涯学習課(区役所11階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・コミュニティ会館・児童館、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、いきいきプラザ(文花1-32-2)、向島保健センター(東向島5-16-2)、本所保健センター(東駒形1-6-4)、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)、区総合体育館(錦糸4-15-1)、家庭センター(亀沢3-24-2)ほか**【問合せ】**生涯学習課生涯学習担当 ☎5608-6309

「(仮称)墨田区客引き行為等の防止に関する条例案」のパブリックコメント(意見募集)

区では、安全で安心なまちをめざし、悪質な客引き等の迷惑行為を防止するため、「(仮称)墨田区客引き行為等の防止に関する条例」の制定に向けた検討を進めています。この度、この条例案へのご意見を募集します。

【条例案の閲覧期間・場所】5月9日(金)まで/安全支援課(区役所5階)、区民情報コーナー(区役所1階) *区ホームページでも閲覧可**【ご意見の提出方法】**ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号を直接または郵送、ファクス、Eメールで5月9日(必着)までに、〒130-8640安全支援課安全支援係 ☎5608-6199・FAX5608-6425・✉ANZENSIEN@city.sumida.lg.jpへ



**婚姻歴がないひとり親家庭の皆さんへ
寡婦(寡夫) 控除等のみなし適用**

現在、税制上では、配偶者と死別・離婚したひとり親家庭の場合、寡婦(寡夫)控除の措置があります。一方、法律に基づく婚姻歴がないひとり親家庭には、この控除が適用されず、所得を基に算定される保育園保育料や区営住宅使用料等について、負担が重くなる場合があります。そこで区では、公平性の確保

対象となる事業等	対象となる方	申請先
私立幼稚園保護者補助事業(就園奨励事業・保護者負担軽減補助事業・類似施設保護者負担軽減補助事業)	婚姻歴のないひとり親で、児童扶養手当の受給者	子ども課保育担当 ☎5608-1253
母子生活支援施設徴収金		保護課相談係 ☎5608-6154
助産施設徴収金		子ども課保育園入園係 ☎5608-6152
保育園保育料(一時保育・一時延長保育・年末保育・休日保育含む)		子ども課児童係 ☎5608-6195
学童クラブ育成料		子育て支援総合センター ☎5630-6351
在宅子育て支援事業(子育てひろば定期利用・一時預かり・緊急一時保育・一時保育・児童養育家庭ホームヘルプサービス・ショートナースリー・ショートステイ)		子育て支援総合センター ☎5630-6351
区立幼稚園保育料		学務課事務担当 ☎5608-6303
就学援助	扶養している義務教育年齢の子どもと同居しており、就学援助基準に該当する、婚姻歴のないひとり親世帯	住宅課公営住宅担当 ☎5608-6214
区営住宅等使用料	年度末現在18歳までの子ども(20歳未満で中度以上の障害者を含む)を扶養し、かつ同居している婚姻歴のないひとり親世帯で、▶区営住宅等=世帯の課税所得が年額216万6000円 ▶コミュニティ住宅=世帯の家賃算定所得が月額20万円以下の入居者	防災まちづくり課密集集担当 ☎5608-6261
コミュニティ住宅使用料		

●寡婦(寡夫)控除等のみなし適用が実施されても、料金等が変わらない場合があります。



**保険料等についてお知らせします
後期高齢者医療制度**

平成26年度・27年度の保険料の内容が決まりました

26年度・27年度の保険料(年間)について、均等割額は被保険者1人当たり4万2200円、所得割率は8.98パーセント、賦課限度額は57万円となります。また、均等割額の2割・5割軽減の対象者が拡充されます。ただし、保険料の所得割額の軽減措置や、会社の健康保険(国保・国保組合を除く)の被扶養者であった方の保険料の軽減措置の内容は、25年度と変更ありません。なお、保険料の軽減には、所得の申告が必要です。保険料額等は、7月にお送りする「決定通知書」でお知らせします。

公的年金からの特別徴収の振替に変更できます

4月・6月・8月に公的年金から特別徴収する保険料額について、▼4月から特別徴収が始まる方 ▼すでに特別徴収をされている方、保険料額が6月から変更になる方 に対し、「特別徴収(仮徴収)額決定通知書」をお送りします。ただし、2月

普通徴収(納付書・口座振替での納付)の方

「暫定保険料決定通知書」と4月分・6月分の納付書(口座振替の方には通知書のみ)を、今月中旬にお送りします。4月分・6月分の保険料額は、24年中の所得等を基に計算した金額になっています。なお、7月以降の保険料額は、25年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

普通徴収(納付書・口座振替での納付)の方

「暫定保険料決定通知書」と4月分・6月分の納付書(口座振替の方には通知書のみ)を、今月中旬にお送りします。4月分・6月分の保険料額は、24年中の所得等を基に計算した金額になっています。なお、7月以降の保険料額は、25年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

「あづま 吾嬢立花中学校」の開校

今月1日、吾嬢第一中学校と立花中学校の統合新校「あづま 吾嬢立花中学校」が、旧立花中学校(立花4-30-18)の位置に開校しました。

【問合せ】教育委員会事務局庶務課区立学校適正配置担当 ☎5608-6497

すみだ郷土文化資料館の地元ボランティアによる展示解説

【とき】▶個人=第2・第3日曜日午後1時~4時【申込み】▶個人=当日直接会場へ ▶団体(20人以上)=展示解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ【問合せ】すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034

平成26年度墨田区常勤職員・福祉(保育士)の募集

【選考区分(職種)】Ⅱ類・福祉(保育士)【採用予定数】若干名【受験資格】昭和59年7月2日~平成6年7月1日生まれで、保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方 *国籍は不問 *資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方、または資格取得見込みの方は、26年6月30日までに都道府県知事の登録を受ける必要あり(取得見込みとして受験した方が6月30日までに保育士の資格を取得できないときは採用不可) *詳細は、採用選考案内を参照【第1次選考日】5月11日(日)【採用選考案内・申込書の配布場所】職員課(区役所8階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・コミュニティ会館、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)ほか【申込み】申込書等を直接または郵送で4月24日(消印有効)までに、〒130-8640 職員課人事担当 ☎5608-6244へ

子育てサポーター養成講座

区では、訪問型保育支援事業「すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」」に協力して下さる「子育てサポーター」の養成講座を開催します。

【とき】5月13日~6月13日の火・金曜日【ところ】子育て支援総合センター、区役所会議室ほか【対象】区内在住の20歳以上で、子育て支援に理解と熱意があり、講座修了後、子育てサポーターとして活動できる、心身ともに健康な方【コース】▶子育て経験がある方=60時間コース ▶保育士、看護師等の資格がある方=24時間コース【定員】各コース合わせて先着30人【費用】1400円(普通救命講習の受講料) *すでに普通救命講習を受講済で、救命技能認定証をお持ちの方は無料【申込み】事前に申込用紙を直接または、ファクスで次のいずれかの申込先へ▶子育て支援総合センター(京島1-35-9-103) ☎5630-6351・FAX5630-6352 ▶「はぐ(Hug)」事務局(東向島1-10-17・NPO法人 病児保育を作る会内) ☎3616-1727・FAX050-3488-0147 *日程・会場の詳細や、申込用紙の配布場所等は、問い合わせるか、区ホームページを参照

子育て支援事業の拡充

出産期・子育て期を通じて継続した支援を行うため、子育て支援事業の利用要件等を拡充しました。

児童養育家庭ホームヘルプサービス

新たに、第1子の出産前でも利用できるようになりました。また、ひとり親世帯については、義務教育修了まで利用できるようになりました。利用方法など詳しくは、お問い合わせください。

すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」

産後間もない保護者の育児を支援する、「エンジェルサポート」を開始しました。これは、生後43日までのお子さんを、区が認定した子育てサポーターが一時的に保育するもので、16時間を限度に利用することができます。また、病後児(軽症病児)保育の対象を、小学校3年生まで拡充しました。

なお、サービスの利用には事前に登録が必要です。【費用】▶登録料=1世帯につき1000円 ▶エンジェルサポート利用料=1時間600円 *ほかのサービスの利用料は問合せ先へ【登録方法】随時、電話で「はぐ(Hug)」事務局 ☎3616-1727へ

【問合せ】子育て支援総合センター ☎5630-6351